

資料 2

法令の外国語訳に関する取りまとめの概要

1 基盤整備の必要性

法令の外国語訳について、国際取引の円滑化、対日投資の促進、法整備支援の推進等の観点での必要性、基本法や知的財産関係法、経済関係法等への利用者のニーズの指摘。

法令の外国語訳を早急に推進するため、外国語訳推進のあり方に関する基本方針を明らかにするとともに、その基盤整備として、翻訳の基本ルールの策定、訳文へのアクセスを容易にする方策などが必要。

2 翻訳ルールの策定、アクセス体制整備の基本的枠組み

正確で分かりやすく、全体として統一性が確保された翻訳が継続的に行われることを目指す。

翻訳は公定訳とはしないが、翻訳の基本スタンスや訳語ルールを定めた翻訳ルールを作成し、これを尊重した翻訳を実施。

翻訳法令に一元的にアクセスでき、必要な情報を確認することができる利用者の立場に立ったアクセス体制の整備・改善。

3 検討会議

内閣の下に、有識者と各府省が横断的に参加する検討会議を設置。

法令外国語訳の推進のための基盤整備に関する基本的かつ重要事項について検討。

- * 法令外国語訳の推進に関する基本の方針（翻訳実施の枠組、プロセス等を含む）
- * 翻訳ルールの作成
- * ニーズの的確な把握とこれを前提とした翻訳対象法令の選定
- * 法令の改廃等に伴うメンテナンスなどの継続的作業への対応
- * 翻訳された法令等に対するアクセス体制の整備 など

検討会議の下に専門ワーキンググループを設置し、コンピューターシステムを最大限活用して作業を実施。

- * 既存の翻訳データの整理
- * 基本法やニーズの高い分野の一部法令の翻訳
- * 訳語ルールの作成による訳語の整理・統一 など

検討・作業は、1年を目途に実施。

作業過程で作成した翻訳、訳語辞書等は順次公表。

検討会議の検討結果を踏まえ、本格的に外国語訳（第一次的には英訳）を実施。